

液化石油ガス販売

業務マニュアル

平成27年度版

奈良県地域振興部エネルギー政策課

はじめに

LPガスは、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画の中で、「平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体エネルギー源」として位置づけられ、災害時にも強いエネルギーとしての役割が期待されているところです。

一方、LPガスが消費者から選ばれるエネルギーとなるためには、安全で安心して使用できるエネルギーであるということが不可欠です。

しかし、昨今のLPガス事故件数は、200件前後で推移しており、その内、LPガス販売事業者に起因する事故が全体の10%以上を占めています。

奈良県では、(一社)全国LPガス協会の調査において、平成16年から平成26年まで10年連続でガスマータの期限切れ率が全国最下位である等、LPガス販売事業者としての法令遵守や自主保安の不十分な状況が見受けられます。

消費者事故を撲滅し、LPガスが消費者の信頼を勝ち取るためには、LPガス販売事業者が、消費先の個々の実態を把握、記録し、安全機器の設置促進、更には、自主保安と顧客サービスへと発展させていくことが肝要です。

これまでも、立入検査、保安セミナー等を通じて、これらの事柄の周知徹底を図ってきたところですが、その内容をマニュアルという形で一冊にまとめ、LPガス販売事業者としての責務の理解を深めるとともに、消費者の安全・安心に役立てることを目的として、本書を作成しました。

LPガス販売事業者におきましては、法令遵守の徹底と自主保安の一層の向上に向け、日常業務を行う際のマニュアルとして活用していただきますようお願い申し上げます。

奈良県地域振興部エネルギー政策課長

目 次

第1章 液化石油ガス法の概要

1. 液化石油ガス法の目的	1
2. 液化石油ガス法の適用範囲	1
3. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法	2

第2章 販売事業者の責務

1. 標識の掲示	4
2. 業務主任者・代理人	5
3. 貯蔵設備の基準適合	7
4. 14条書面	9
5. 供給設備等の基準適合	11
6. 保安教育	13

第3章 保安機関の責務

1. 保安業務を行う義務	14
2. 保安業務区分(7区分)	14
3. 点検・調査について	15
3-1. 供給開始時点検・調査	17
3-2. 容器交換時等供給設備点検	18
3-3. 定期供給設備点検・定期消費設備調査	20
4. 周知	21
5. 緊急時対応・緊急時連絡	22
6. 保安業務用機器類	24
【参考】供給設備と火気の距離について	25

第4章 質量販売

1. 液化石油ガス法における販売の方法	27
2. 質量販売が可能な場合	27
3. 容器の引き渡しの方法	28
4. 書面の交付	28
5. 保安業務	29

第5章 帳簿・報告・届出等

1. 販売事業者が作成すべき帳簿類	31
2. 保安機関が作成すべき帳簿類	32
3. 事業報告	33
4. 申請・届出	34

チェックシート

液化石油ガス法チェックシート	37
----------------	----

※液化石油ガス法=「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の略

第1章 液化石油ガス法の概要

1. 液化石油ガス法の目的

液化石油ガス法は、一般消費者等に対するLPガスの販売、LPガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、LPガスによる災害を防止するとともにLPガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的としています。

一般消費者等が使用する LP ガス

【手段(規制)】

- ・LPガスの販売
- ・LPガス器具等の製造、販売等を規制



【直接目的】

- ・LPガスの災害の防止
- ・LPガスの取引の適正化



【最終目的】

公共の福祉の増進

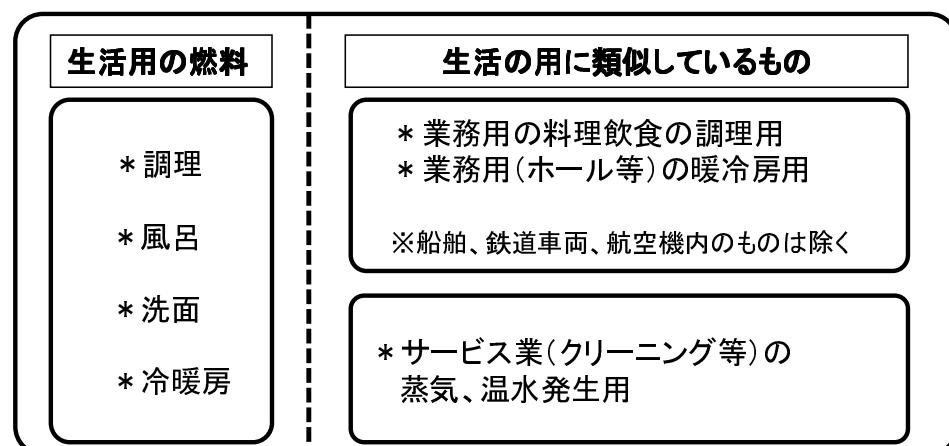
法令遵守は、最低限の基準であり、災害（事故）防止のためには販売事業者による自主保安が重要です。

2. 液化石油ガス法の適用範囲

液化石油ガス法は、一般消費者等に対するLPガスの販売、LPガス器具等の製造・販売等について適用されます。

一般消費者等とは

- ・ LPガスを燃料として生活の用に供する一般消費者
- ・ LPガスの消費の態様が、一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者



3. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法

(1) 液化石油ガス法と高圧ガス保安法の適用範囲

一般消費者等以外へのLPガスの販売は高圧ガス保安法が適用されます。

高圧ガス保安法が適用されるもの

- * 学校等での授業用 * 窒業・陶芸用(趣味のものを含む)
- * 農業用(茶葉・たばこの乾燥用)
- * 水産業(干物、乾物等)
- * 酪農用(家畜の暖房用等)
- * かがり火 * 熱気球 * ボイラ一点火用
- * 野焼き(雑草の焼却) * 土の殺菌・改良等
- * 歯科技工 * 溶接・溶断(熱切断)
- * 小型発電機用燃料
- * 道路等の白線等焼き付け
- * ガス事業用(移動製造設備を含む)
- * 車両燃料(フォークリフト、LPG自動車等)

等

	液化石油ガス法適用	高圧ガス保安法適用
給食センター 飲食物の調理	調理したものを <u>その場で飲食</u> <u>または小売している場合</u>	調理したものを <u>その場で飲食</u> <u>または小売していない場合</u>
GHP・吸引式冷凍機	人間のための冷暖房に使用	工業用・農業用・酪農用に使用する冷暖房
ユージェネレーション	排熱による温水を一般消費者等が使用している場合	① 発電のみ使用 ② 排熱による温水を工業用に利用している場合
温水プール	液化石油ガス法の適用	—
温水ボイラー	温水を一般消費者等が使用している場合	温水を工業用に利用している場合

(2) 使用形態が混在するものの法律の適用範囲

① 1つの供給設備から工業用と民生用の両方に供給している場合

→「主たる用途により法律を適用する」ことになります。

(例)

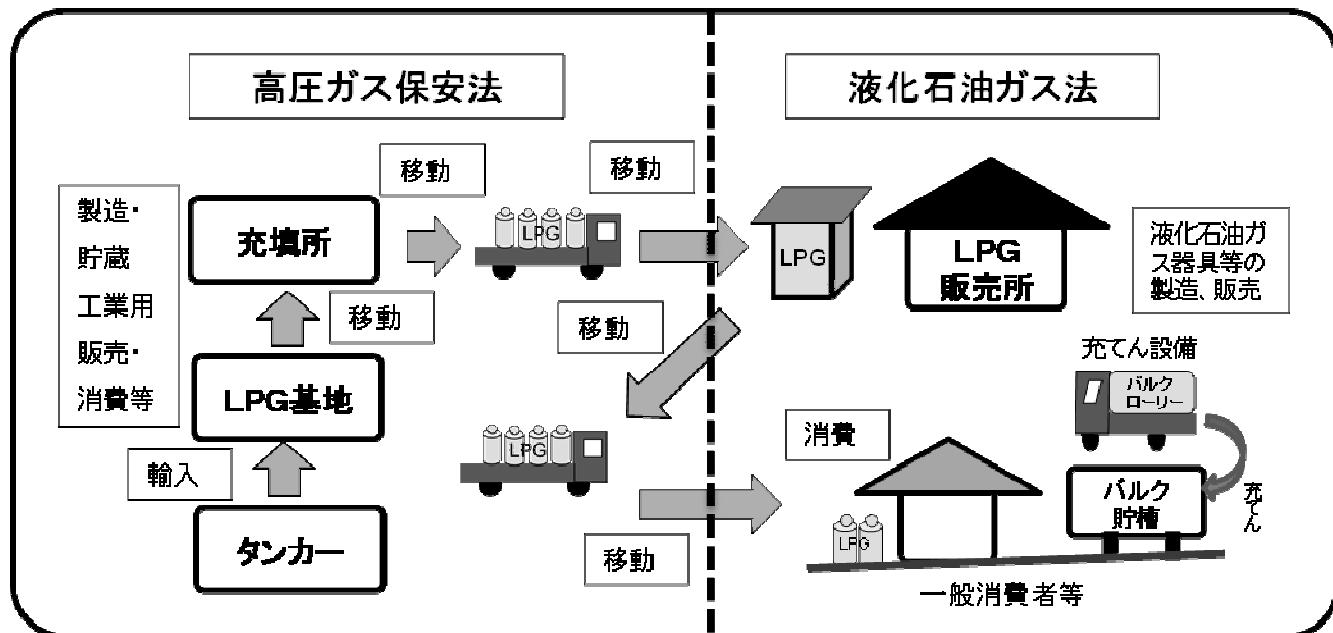
- ・事務所(民生用)が年間6トン>工業用が年間4トン=LPGガス法
- ・事務所(民生用)が年間4トン<工業用が年間6トン=高圧ガス保安法

② 供給設備が工業用と民生用(事務所等)で別系統の場合

→「系統によりそれぞれの法律を適用する」ことになります。

- ・工業用に供給している系統は高圧ガス保安法の適用
- ・民生用に供給している系統は液化石油ガス法の適用

(3) LPガスに係る法の規制区分



(4) 高圧ガス保安法適用の販売を行う場合

- * 高圧ガス保安法の販売事業届を販売営業開始日の20日前までに、販売所ごとに、都道府県知事に届出をしなければなりません。
- * 販売所ごとに販売主任者を選任する必要があります。
- * 届出事項や販売主任者の変更があった場合には、都道府県知事に届出をする必要があります。

第2章 販売事業者の責務

1. 標識の掲示

LPガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識(液化石油ガス販売事業者証)を掲示しなければなりません。

液化石油ガス販売事業者証

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	奈良県第29A〇〇〇〇-〇〇号
登録年月日	平成〇年〇月〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇
代表者氏名	〇〇〇〇
販売所の名称	株式会社〇〇〇〇販売所

登録番号の付け方

登録番号 29A 〇〇〇〇-〇〇号
① ② ③

①都道府県ごとの番号(奈良県は29)

②販売事業者ごとの連番

③販売所数を示す2桁の数字

例:販売所が2つある場合→02

2. 業務主任者・代理人

(1) 業務主任者・代理人の選任

販売事業者は、販売所毎に一般消費者等の数に応じた人数以上の者を、業務主任者に選任し、その職務を行わせなければなりません。また、併せて販売所毎に1人以上の業務主任者の代理人を選任し、業務主任者が不在の場合、その職務を代行させなければなりません。

業務主任者の選任数は下表のとおりです。

一般消費者等の数	業務主任者の数
1以上 1,000 未満	1人以上
1,000 以上 3,000 未満	2人以上
3,000 以上 5,000 未満	3人以上

業務主任者及び業務主任者の代理人を選任(解任)したときは、奈良県、又は、登録行政庁へ選任(解任)届けを行わなければなりません。

(2) 業務主任者・代理人の資格

	免状 等	実務経験	年齢
業務主任者	第二種販売主任者	6か月以上	—
代理人	第二種販売主任者 または 代理人講習を修了	6か月以上	18歳以上

(3) 業務主任者講習

販売事業者は、業務主任者に講習を受けさせなければなりません。

講習の頻度は以下のとおりです。

- ・第2種販売主任者免状の交付を受けた年度の翌年度開始の日から3年以内
- ・講習を受講した年度の翌年度開始の日から5年以内
- ・選任した時点で、上記期限が経過している場合は、選任の日から6ヶ月以内

(例1) 平成24年度に免状を交付され、平成27年9月末までに選任された場合
→平成28年3月末までに受講する必要があります。

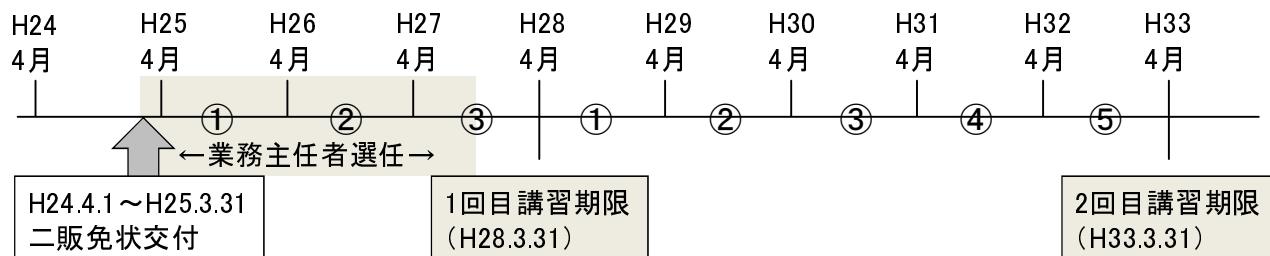
(免状交付日の翌年度の開始日から2年半以内に選任された場合)

(例2) 平成24年度に免状を交付され、平成27年10月以降に選任された場合

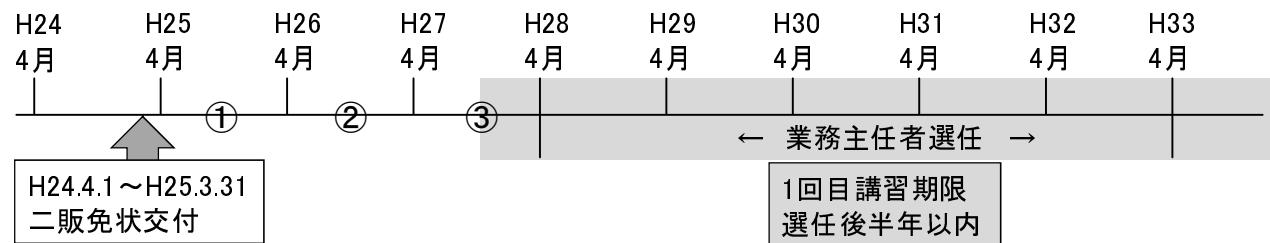
→選任から半年以内に受講する必要があります。

(免状交付日の翌年度の開始日から2年半を超えて選任された場合)

(例1) 免状交付日の翌年度の開始日から2年半以内に選任された場合



(例2) 免状交付日の翌年度の開始日から2年半を超えて選任された場合



(4) 業務主任者の職務

業務主任者は、誠実に以下の職務を行わなければなりません。

販売事業者は、業務主任者にその職務を行わせなければなりません。

業務主任者の職務	
法第8条の届出の監督	14条書面の作成(指導)
販売の方法の監督	貯蔵施設の監督
供給設備・特定供給設備の監督	保安教育の監督
保安業務の実施と結果の確認	充てん設備の監督
帳簿の記載の監督	報告内容の監督

3. 貯蔵設備の基準適合

(1) 貯蔵施設の設置

販売事業者は、販売所ごとに面積3m²以上の貯蔵施設(容器置場)を所有又は占有しなければなりません。

貯蔵施設を敷地外に設置する場合は、以下の要件を満たさなければなりません。

また、貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい場合があります。

敷地外に貯蔵施設を設置する場合の条件

- ・販売所から5km以内の場所であること。
- ・10分以内に到着できるよう車両を保有すること。
- ・従業員で保安業務員以上の有資格者が管理人で常駐するか、貯蔵施設にさく、へいを設け、施錠して関係者以外の者が立ち入れないようにすること。
- ・共同の貯蔵施設は、販売事業者ごとの占有範囲をへい、くさり等で明確に区分し、必要な器具は専用のものを備えること。
- ・共同の貯蔵施設は、賃貸借契約等により管理責任を明確にすること。

貯蔵施設を所有・占有しなくてもよい例

- ①販売事業者がLPガス充てん事業者で充てん所の貯蔵施設を所有又は占有している場合。
- ②販売事業者が第一種貯蔵所を所有又は占有している場合。
- ③一般消費者等へ販売する充てん容器等の保管、容器の引渡し及び引き取りを次の者に全量委託している場合。
 - ア. LPガス充てん事業者で充てん所の貯蔵施設を所有、又は占有している者
 - イ. 第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者

(2) 貯蔵施設の基準適合義務

販売事業者は、貯蔵施設を技術上の基準に適合するように維持しなければなりません。

貯蔵施設の技術上の基準

I. 警戒標(例示基準1)

i. 設置場所

貯蔵施設の設置場所の出入口又は貯蔵施設等に近接し、もしくは、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所に掲示すること。

※近接し、又は、立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に対して掲げること。

ii. 警戒標の内容

- (a) 貯蔵施設が併設または販売所から50m以内にある場合
①LPガス貯蔵施設 ②燃(赤色文字) ③火気厳禁(赤色文字)
- (b) 貯蔵施設が販売所から50m以上離れている場合
①LPガス貯蔵施設 ②燃(赤色文字) ③火気厳禁(赤色文字)
④販売所の名称・所在地 ⑤貯蔵施設の管理者氏名
⑥貯蔵施設の管理者の電話番号

II. 第一種・第二種保安物件に対して保安距離を確保する。(例示基準2)

III. 不燃性・難燃性の軽量な屋根とする。(例示基準3)

IV. LPガスが漏えいしたとき滞留しない構造とする。(例示基準4)

V. 消火設備を設置する。(例示基準5)

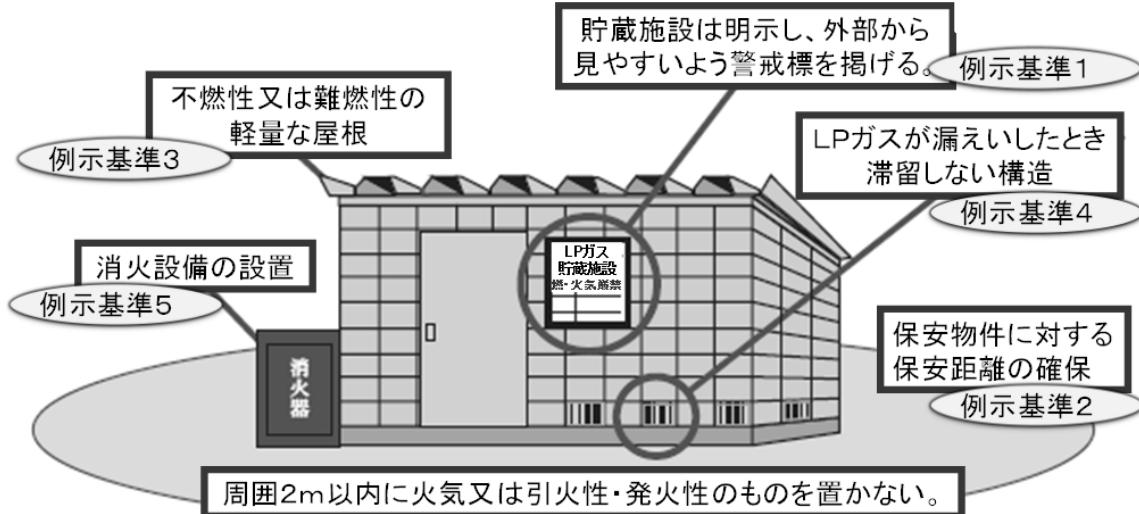
消火器の本数…20型の消火器を2本以上(50m²毎に1本増)

VI. 貯蔵施設内には、LPガス容器及び計量器等以外の不要物を置かない。

VII. 貯蔵施設の周囲2m以内に火気又は引火性・発火性のものを置かない。

VIII. 容器を常に温度40°C以下に保つ。

IX. 容器には転倒・転落防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。



4. 14条書面

販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項の内容を変更した場合は、変更した部分について再交付しなければなりません。

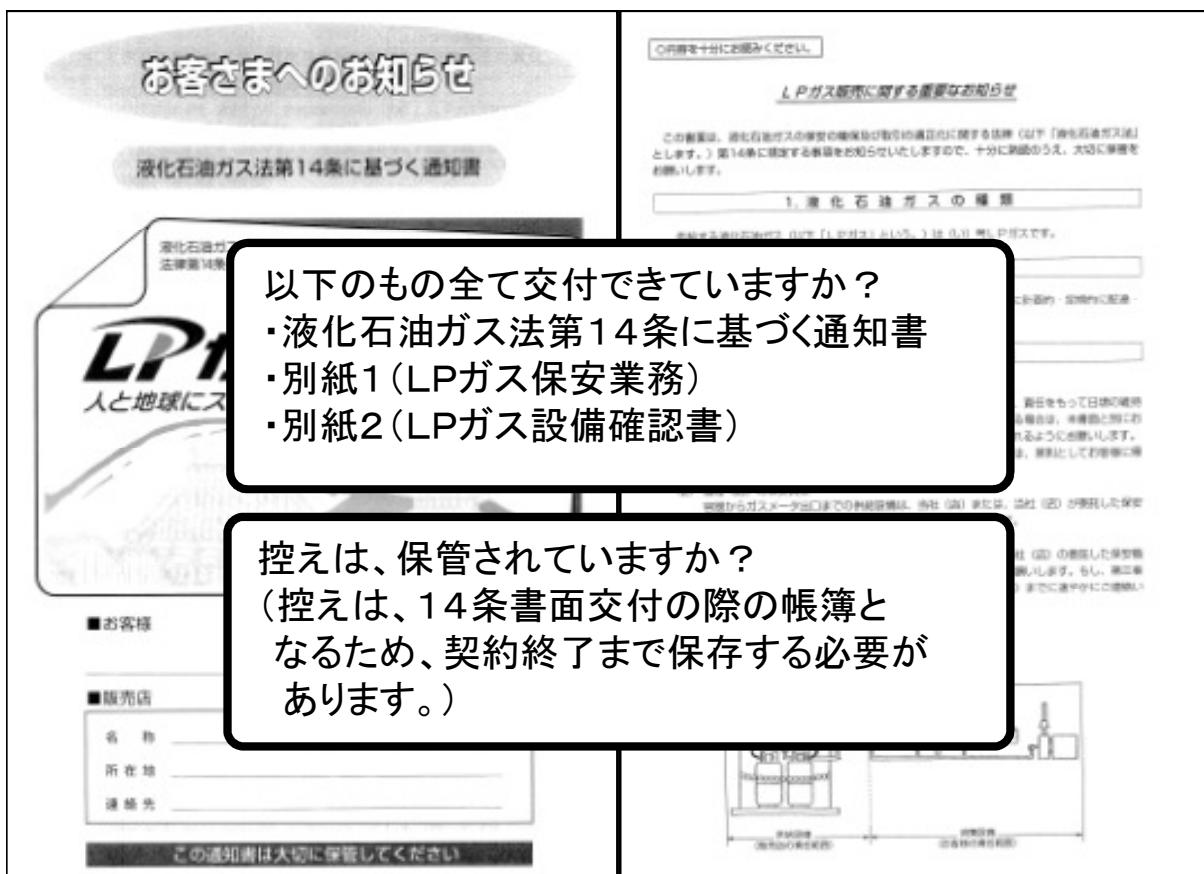
書面の記載事項

1. LPガスの種類
2. LPガスの引渡しの方法
3. 供給設備及び消費設備の管理の方法
4. 消費設備の調査の方法及び周知の方法
5. 保安機関の氏名又は名称
6. その他規則第13条で定める事項

規則第13条で定める事項

1. 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
2. 一般消費者等の責任に関する事項
3. LPガスの計量の方法
4. 質量販売における残ガスの引き取り方法
5. LPガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明
6. 供給設備及び消費設備の所有関係
7. 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
8. 販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法
9. 販売事業者が所有権を有する消費設備に係る配管の所有権を、販売契約解除時に一般消費者等に移転する場合の清算額の計算方法
10. 保安機関の名称、住所及び連絡方法

書面交付に係る帳簿については、契約終了まで保存しなければなりません。



別紙1	販売事業者	別紙2	販売事業者																																														
<p>LPガス保安業務</p> <p>「お客様へのお知らせ」第4項(1)の別紙1（LPガス保安業務）は次のとおりです。</p> <p>1. 保安業務の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>① 供給開始時点検・調査</td> <td>供給開始時の確認</td> </tr> <tr> <td>② 器器交換時等供給設備点検</td> <td>器具、調整器の確認</td> </tr> <tr> <td>③ 定期供給設備点検</td> <td>供給設備の定期点検</td> </tr> <tr> <td>④ 定期消費設備調査</td> <td>消費設備の定期調査</td> </tr> <tr> <td>⑤ 周知</td> <td>LPガスの使用上の注意文書を定期的に配布</td> </tr> <tr> <td>⑥ 緊急時対応</td> <td>お客様からガス漏れなどの災害発生又はその恐れがあるとの通知を受けた場合等の対応処置</td> </tr> <tr> <td>⑦ 緊急時連絡</td> <td>お客様からの災害発生などの通報を受けたときに、その対応を当社(店)が委託した保安機関に連絡</td> </tr> </table> <p>2. 保安業務の実施者</p> <table border="1"> <tr> <td>保安業務</td> <td>実施者(名称)</td> <td>実施者の住所・電話番号</td> </tr> <tr> <td>① 供給開始時点検・調査</td> <td>住所</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>② 器器交換時等供給設備点検</td> <td>住所</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>③ 定期供給設備点検</td> <td>(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部</td> <td>住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900</td> </tr> <tr> <td>④ 定期消費設備調査</td> <td>(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部</td> <td>住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900</td> </tr> <tr> <td>⑤ 周知</td> <td>住所</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>⑥ 緊急時対応</td> <td>下記の3.緊急時の連絡先</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>⑦ 緊急時連絡</td> <td>住所</td> <td>TEL.</td> </tr> </table> <p>3. 緊急時の連絡先 ※ガス漏れ等の緊急時には、下記の連絡先へお問い合わせください。</p> <table border="1"> <tr> <td>専用</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>TEL.</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>住所</td> </tr> </table>				① 供給開始時点検・調査	供給開始時の確認	② 器器交換時等供給設備点検	器具、調整器の確認	③ 定期供給設備点検	供給設備の定期点検	④ 定期消費設備調査	消費設備の定期調査	⑤ 周知	LPガスの使用上の注意文書を定期的に配布	⑥ 緊急時対応	お客様からガス漏れなどの災害発生又はその恐れがあるとの通知を受けた場合等の対応処置	⑦ 緊急時連絡	お客様からの災害発生などの通報を受けたときに、その対応を当社(店)が委託した保安機関に連絡	保安業務	実施者(名称)	実施者の住所・電話番号	① 供給開始時点検・調査	住所	TEL.	② 器器交換時等供給設備点検	住所	TEL.	③ 定期供給設備点検	(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部	住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900	④ 定期消費設備調査	(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部	住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900	⑤ 周知	住所	TEL.	⑥ 緊急時対応	下記の3.緊急時の連絡先	TEL.	⑦ 緊急時連絡	住所	TEL.	専用	TEL.	専用	住所	夜間	TEL.	夜間	住所
① 供給開始時点検・調査	供給開始時の確認																																																
② 器器交換時等供給設備点検	器具、調整器の確認																																																
③ 定期供給設備点検	供給設備の定期点検																																																
④ 定期消費設備調査	消費設備の定期調査																																																
⑤ 周知	LPガスの使用上の注意文書を定期的に配布																																																
⑥ 緊急時対応	お客様からガス漏れなどの災害発生又はその恐れがあるとの通知を受けた場合等の対応処置																																																
⑦ 緊急時連絡	お客様からの災害発生などの通報を受けたときに、その対応を当社(店)が委託した保安機関に連絡																																																
保安業務	実施者(名称)	実施者の住所・電話番号																																															
① 供給開始時点検・調査	住所	TEL.																																															
② 器器交換時等供給設備点検	住所	TEL.																																															
③ 定期供給設備点検	(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部	住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900																																															
④ 定期消費設備調査	(一社)奈良県LPガス協会 保安センター部	住所：奈良市大森西町13-12 TEL. 0742-33-3900																																															
⑤ 周知	住所	TEL.																																															
⑥ 緊急時対応	下記の3.緊急時の連絡先	TEL.																																															
⑦ 緊急時連絡	住所	TEL.																																															
専用	TEL.																																																
専用	住所																																																
夜間	TEL.																																																
夜間	住所																																																
<p>もれなく記入されていますか？ 内容は正しいですか？</p> <p>受領印またはサインをもらっていますか？</p> <p>変更はありませんか？</p> <p>この文書(別紙1・別紙2含む)を受領いたしました。</p> <p>年 月 日</p> <p>LPガス販売事業者</p> <p>販売店名</p> <p>代表者</p> <p>住 所</p> <p>お支払方法と時期について 次のとおりお支払願います。 □現金(現金引出し等) □振込(口座自動振替・振込・現金払い等) □定期(毎月末 毎月○○日等)</p> <p>署名</p>																																																	

5. 供給設備等の基準適合

販売事業者は、販売先の供給設備を技術上の基準に適合した状態に維持しなければなりません。

また、保安を確保するためには、以下のことを確実に行なうことが大切です。

(1) 保安確保機器等の期限管理

保安の確保のためには、ガスマーティー、及び、圧力調整器、高圧ホース、ガス漏れ警報器の期限管理を確実に行なうことが重要です。

保安確保機器等の交換期限

対象品目	交換期限		
	I類	II類	
保安確保機器	圧力調整器	10年	7年
	高圧ホース	10年	7年
	低圧ホース	10年	7年
	ガス漏れ警報器	5年	
ガスマーティー		7年または10年	

上記の機器類においては、経済産業省の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の中で、「期限管理を徹底し、期限内に交換すること」と記載されています。

上記の期限内に確実に交換しましょう。

ガスマーティーの期限については、計量法第16条で定められており、違反した場合には、罰則が適用される可能性があります。

ガスマーティーは、期限が切れる前に確実に交換しなければなりません。

また、供給設備の維持管理費用として基本料金等を徴収している場合、期限内に交換されていなければ、契約違反とみなされる可能性があります。

期限管理の方法

- ・期限管理台帳を作成し、期限の把握ができるようにしましょう。
- ・無理なく交換するため、長期での交換計画を立てましょう。
- ・不在が多い消費者や連絡がつきにくい消費者、交換の際の供給中断が難しい消費者等については、早い段階から日程調整を行いましょう。

(2) 点検・調査の実施と結果の確認

業務主任者は、保安業務の実施及びその結果の確認を行わなければなりません。
また、保安業務を他社に委託している場合でも結果等の確認を行う必要があります。

自社で実施する場合

- ①点検・調査の項目及び内容が適切か。
- ②点検・調査を適切な時期に実施しているか。
(特に供給設備点検・定期消費設備調査が期限内に行えているか。)
- ③点検・調査の結果は問題がないか。
- ④帳簿に記載しているか。(点検結果の控えを保管しているか。)

他の保安機関に委託する場合

- ①委託先の点検・調査の項目及び内容が適切か。
- ②委託先が点検・調査を適切な時期に実施しているか。
(特に供給設備点検・定期消費設備調査が期限内に行えているか。)
- ③点検・調査の結果は問題がないか。
- ④帳簿に記載しているか。(点検結果の控えを保管しているか。)

(3) 点検・調査で問題があった場合の対応

供給設備について

点検の結果、基準に適合していない(「否」や「×」)と判定された供給設備については、販売事業者は設備を改善しなければなりません。

消費設備について

基準に適合していない消費設備については、改善するための措置、及び、改善しなかった場合の危険性について消費者に通知しなければなりません。
(通知は、当該調査を行った保安機関が行っていれば問題ありませんが、販売事業者からも消費者に説明を行った方が良いでしょう。)

また、調査から6ヶ月以内に当該消費設備について改善されているかの調査(確認)を行わなければなりません。改善されていない場合には、改善されるまで6ヶ月に1度以上の頻度で調査(以下、「再調査」という)を行わなければなりません。

その際、改善するための措置、及び、改善しなかった場合の危険性について消費者に通知しなければなりません。

(再調査を保安機関に委託することも可能です。)

帳簿について

供給設備については、改善した際の記録(改善日、改善措置の内容等)、消費設備については、消費者へ行った通知(通知日、通知内容)について帳簿に記載する必要があります。

また、消費設備においては、再調査の記録として、再調査の実施日(改善されたことを確認した日)を帳簿に記載する必要があります。

6. 保安教育

LPガスによる災害を防止するため、販売事業者は従業員に対して、保安教育を実施しなければなりません。また、保安教育を実施した際には、記録を残しましょう。

奈良県LPガス協会が開催する「LPガス保安セミナー」の受講も保安教育の実施と見なされます。

教育方法

①社内教育

社内研修、社内勉強会、ミーティング(保安の内容を含むもの)等
(必要に応じて朝礼等で保安上の注意事項の伝達等を行うこと)

②社外教育

(外部の)各種研修・講習会
(必要に応じて、参加していない従業員等に内容を伝達すること)

教育内容(テーマ)の例

- ・事業責任と保安意識
- ・法規及び規程類
- ・LPガスの性質
- ・消費者啓発(保安意識の向上)
- ・設備の設置及び取扱い
- ・各種器具(保安業務に使用する機器類)等の取扱い及び操作方法
- ・容器等の取扱い
- ・施設・設備等に関する保全技術
- ・配送業務の管理
- ・保安機関の管理
- ・最新の保安技術
- ・異常時及び災害時の対応方法の徹底とその訓練(防災訓練)
- ・事故事例
- ・ヒヤリハット事例
- ・書類管理(届出等、帳簿、期限管理台帳等)等

保安教育用の資料

- ・LPガス販売事業者用保安教育指針
- ・LPガス保安技術者向け Web サイト
- ・LPガス保安業務ガイド
- ・各種講習会・研修会の資料(保安セミナー、配送員講習等)

第3章 保安機関の責務

1. 保安業務を行う義務

販売事業者は、液化石油ガス法第27条の規定に基づいて、供給設備の点検、消費設備の調査、周知、緊急時の対応を販売事業者自ら保安機関として実施するか、他の保安機関に委託し、実施しなければなりません。

※保安機関が他の事業者から受託した消費者の保安業務について、さらに他の保安機関に委託する再委託は禁止されています。

2. 保安業務区分(7区分)

1. 供給開始時点検・調査

一般消費者等へ新たにガスを供給するときに、供給設備及び消費設備を点検・調査する業務

2. 容器交換時等供給設備点検

充てん容器等の交換又はバルク貯槽等への充てん時などに供給設備を点検する業務

3. 定期供給設備点検

定期的に容器交換時等供給設備点検項目以外の項目について供給設備を点検する業務

4. 定期消費設備調査

定期的に消費設備を調査する業務

5. 周知

LPガスの使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を、周知チラシ等を用いて一般消費者等に周知する業務

6. 緊急時対応

災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡並びに出動して措置する業務

7. 緊急時連絡

災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときに、速やかに連絡により措置する業務

3. 点検・調査について

(1) 点検・調査項目及び回数

供給設備や消費設備の点検・調査項目及び回数は以下のとおりです。

① 供給設備（容器、貯蔵能力1トン未満）

点 検 項 目	供給開始時	点検の回数			
		又は月1回	容 器 交 換 時	定期供給設備	
				1年 に 1回	4年 に 1回
1 設置場所	○	○			
2 火気までの距離	○	○			
3 充てん容器の腐しよく防止措置	○	○			
4 充てん容器の温度上昇防止措置	○	○			
5 充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○			
6 バルブ等の損傷防止措置	○	○			
7 バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○			
8 調整器の欠陥及びLPガスの適合性	○	○			
9 地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		
10 白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		
11 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る)	○		○		
12 バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスマータまで)	○			○	
13 バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	
14 バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	
15 燃焼器の入口圧力	○			○	
16 危険標識	○			○	
17 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	

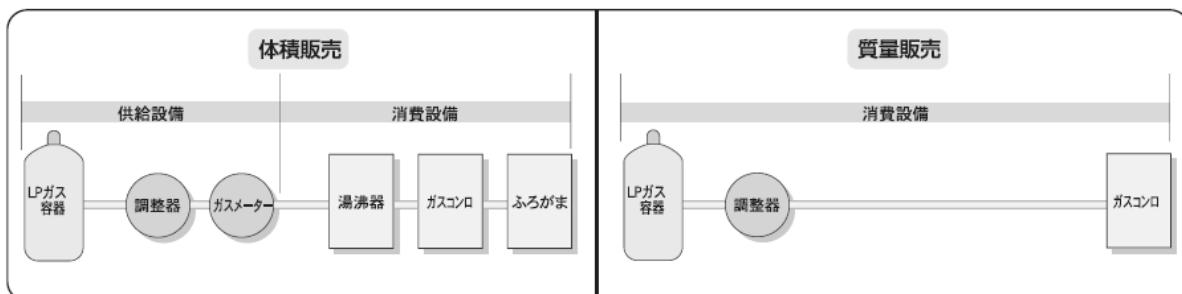
②消費設備

	調査項目	供給開始時	調査の回数	
			定期消費設備 年に1回	4年に1回
1	地下室等に係る配管の漏えい試験	○	○	
2	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○	
3	地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○	○	
4	配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○		○
5	配管の腐しよく防止措置	○		○
6	配管の漏えい試験	○		○
7	燃焼器の入口圧力	○		○
8	気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置	○		○
9	末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○
10	予備ガス栓の取扱い	○		○
11	燃焼器の適合性	○		○
12	警報器	○		○
13	開放式湯沸器の給排気	○		○
14	半密閉式燃焼器の給排気	○		○
15	密閉式燃焼器の給排気	○		○
※	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○

* 質量販売における調査項目は、第4章を参考にしてください。

(2)供給設備と消費設備の範囲

供給設備と消費設備の関係は以下のとおりです。



(3) 点検・調査を行える者

点検・調査に必要な資格等は以下のとおりです。

資格者	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者※4	○	○	○
製造保安責任者免状の交付を受けた者	○	○	○
販売主任者免状の交付を受けた者※4	○	○	○
業務主任者の代理者の資格を有する者※4	○	○	○
充てん作業者	○※1	○※1	
協会が行う講習修了者(いわゆる保安業務員)※3 ※4	○	○	○
協会が行う講習修了者(いわゆる調査員)※3	○		○※2

※1 平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を終了した者

※2 質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ

※3 6ヶ月以上の実務経験が必要

※4 バルク供給に係る点検実務は、平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習、業務主任者講習の受講者のみ

3-1. 供給開始時点検・調査

(1) 供給開始時点検・調査が必要な場合

①新規の開栓を行う場合

②新規の入居者に供給を開始する場合

(例) アパート等への新規入居時、及び、入れ替わった場合

※契約者の名義変更については、元々その場所でガスを使用していた人への変更であれば、必要ありません。ただし、消費設備等に変更がある場合は、点検・調査が必要です。なお、新たに入居する場合は親族であっても、点検・調査が必要となります。

(2) 供給開始時点検・調査と同時に実施する業務

供給開始時には、「14条書面の交付」「周知」を行う必要があります。

これらの帳簿への記録(控えの保存)を確実に行いましょう。

(3) 供給開始時点検・調査の点検・調査項目

供給開始時には、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の点検・調査項目を全て行う必要があります。

点検・調査票の様式例（奈良県LPガス協会仕様）

燃焼器の製造者又は輸入者の名称・型式及び製造年月を記入して下さい。
確認出来ない場合は不明と記入すること。

記入漏れ
のないよう
にしてくだ
さい。

保安業務区分に
☑を入れること。

チェックは、
・基準に適合
・基準に不適合
・該当無し
が区別できるように記載してください。

また、記入方法について、社内で統一してください。

圧力測定を実施した際には、自記圧計の記録を添付すること。

3-2. 容器交換時等供給設備点検

(1) 容器交換時等供給設備点検の頻度

以下のどちらかの時期に行う必要があります。

- ①充てん容器の交換時
 - ②容器交換が毎月1回以上行われる場合は毎月1回以上

(2)自社で実施する場合

- ①各項目を確実に点検し、1項目ずつ点検票に記入しましょう。
- ②要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ③点検結果は2年間保存する必要があります。

点検票の様式例（奈良県LPガス協会仕様）

専用又は既区分	納品書 (検査証点検書)		月 日																																																		
點検																																																					
<small>ご担当ありがとうございます。今後のご利用料は下記の通りです。</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">令 日 常 用 量 A (kg)</td> <td style="width: 30%;">今 回 納 入 量 B (kg)</td> <td style="width: 30%;">引 き 用 量 C (kg)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">LPガス料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">料金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">前回購入量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> </tr> </table>				令 日 常 用 量 A (kg)	今 回 納 入 量 B (kg)	引 き 用 量 C (kg)	LPガス料金 (税込)			料金			前回購入量			計																																					
令 日 常 用 量 A (kg)	今 回 納 入 量 B (kg)	引 き 用 量 C (kg)																																																			
LPガス料金 (税込)																																																					
料金																																																					
前回購入量																																																					
計																																																					
<small>お宅様のLPガス供給設備を点検しました結果は下記の通りです。</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th rowspan="2">点 検 事 項</th> <th rowspan="2">異 常 有 な い</th> <th rowspan="2">規制理 由</th> <th rowspan="2">要改 善</th> <th colspan="2">次 の よう に 改 善 し て 下さ り。</th> </tr> <tr> <th>設 置</th> <th>取 管</th> </tr> <tr> <td>1. 容器は屋外にある点。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設置</td> <td>直管</td> </tr> <tr> <td>2. 容器から火気は2m以上離れてある点。 (1.5m以上3m離はされ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>直管</td> <td>直通</td> </tr> <tr> <td>3. 施工よく防火装置してあるか。(春雨、遮蔽装置、調節器、バルブ、ガス栓)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>直通</td> <td>直通</td> </tr> <tr> <td>4. 温度40°C以下であるか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>直通</td> <td>直通</td> </tr> <tr> <td>5. バルブ等の遮蔽装置してあるか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>直通</td> <td>直通</td> </tr> <tr> <td>6. 被覆上支障のある欠點はないか。(詰合 装置、遮蔽器、拘束管、バルブ、ガス栓)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>詰合装置</td> <td>詰合装置</td> </tr> <tr> <td>7. 調節器は油潤する導火に適合しているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				点 検 事 項	異 常 有 な い	規制理 由	要改 善	次 の よう に 改 善 し て 下さ り。		設 置	取 管	1. 容器は屋外にある点。				設置	直管	2. 容器から火気は2m以上離れてある点。 (1.5m以上3m離はされ)				直管	直通	3. 施工よく防火装置してあるか。(春雨、遮蔽装置、調節器、バルブ、ガス栓)				直通	直通	4. 温度40°C以下であるか。				直通	直通	5. バルブ等の遮蔽装置してあるか。				直通	直通	6. 被覆上支障のある欠點はないか。(詰合 装置、遮蔽器、拘束管、バルブ、ガス栓)				詰合装置	詰合装置	7. 調節器は油潤する導火に適合しているか。					
点 検 事 項	異 常 有 な い	規制理 由	要改 善					次 の よう に 改 善 し て 下さ り。																																													
				設 置	取 管																																																
1. 容器は屋外にある点。				設置	直管																																																
2. 容器から火気は2m以上離れてある点。 (1.5m以上3m離はされ)				直管	直通																																																
3. 施工よく防火装置してあるか。(春雨、遮蔽装置、調節器、バルブ、ガス栓)				直通	直通																																																
4. 温度40°C以下であるか。				直通	直通																																																
5. バルブ等の遮蔽装置してあるか。				直通	直通																																																
6. 被覆上支障のある欠點はないか。(詰合 装置、遮蔽器、拘束管、バルブ、ガス栓)				詰合装置	詰合装置																																																
7. 調節器は油潤する導火に適合しているか。																																																					
<small>*書き込み欄で確かめましょう。 ★該別の箇所の括かしいときはすぐにご相談下さい。</small>																																																					

※基準に適合していない場合には、具体的な問題点を記録しておきましょう。

※容器の2m以内に火氣がある場合(火氣をさえぎる措置がされている場合は除く)
には火氣の種類を記録しておきましょう。

(3)他の保安機関に委託している場合

- ①毎月、点検結果・内容を確認しましょう。
- ②点検結果で基準不適合があった場合は、委託先から一両日中に連絡をもらうよう
にしましょう。
- ③要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ④点検結果は2年間保管しましょう。
- ⑤契約書は、契約完了まで保管しましょう。

3-3. 定期供給設備点検・定期消費設備調査

(1) 定期点検・調査の頻度

定期点検・調査は4年に1回以上行う必要があります。

ただし、埋設管に関する項目や地下室に関する項目等で該当する場合には、1年に1回以上行わなければならない項目があります。

定期点検・調査は、改善が必要な設備を把握するためにも遅滞なく実施する必要があります。

遅滞・未実施が発生しないようにしましょう。

(2) 自社で実施する場合

① 点検・調査票の様式

供給開始時点検・調査の点検・調査票と同様の様式を使用できます。

奈良県LPガス協会の様式及び記載上の注意点は供給開始時点検・調査のページを参照してください。

② 期限管理

- ・期限管理台帳を作成し、点検・調査の期限の把握ができるようにしましょう。
- ・長期での点検・調査計画を立てましょう。
- ・不在が多い消費者や連絡がつきにくい消費者、日程調整に時間がかかる消費者等については、早い段階から日程調整を行いましょう。

③ 基準に適合しない設備の対応

- ・供給設備については、早急に改善し、改善の記録を残してください。
- ・消費設備については、消費者に対して「改善するための措置」、及び、「改善しなかった場合の危険性」について消費者に通知しなければなりません。
- ・消費設備については、改善が確認出来るまで、6ヶ月に1回以上の頻度で再調査を行わなければなりません。

④ 帳簿の記載と保管

- ・定期点検・調査の点検・調査票の控えを次回の定期点検・調査を実施するまで保管しておく必要があります。
- ・消費者の不在や拒否等により点検・調査を実施できない場合には、訪問記録や連絡記録を残しておきましょう。

(3)他の保安機関に委託している場合

- ①点検結果の連絡があった時は、点検結果・内容を確認しましょう。
- ②委託先が期限内に点検・調査を実施できているか確認しましょう。
- ③不在等で委託先が点検・調査を実施できなかった場合には、販売事業者が点検・調査を実施するか、日程調整を行う必要があります。また、点検・調査のために消費者を訪問した際や連絡した際には、その記録を残しておきましょう。
- ④点検結果で基準不適合があった場合は、一両日中に連絡をもらえるようにしましょう。
- ⑤要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ⑥定期点検・調査の結果は、次回の定期点検・調査を実施するまで保管しておく必要があります。
- ⑦保安業務委託契約書は、契約満了まで保管しておきましょう。

4. 周知

(1)周知の頻度

周知は、燃焼器の種類に応じて、1年に1回以上、または、2年に1回以上行うことが義務づけられています。

		立ち消え安全装置及び 不完全燃焼防止装置	頻度
湯沸器	開放式	有	1年
		無	1年
	半密閉式	有	2年
		無	1年
※風呂釜	密閉式・屋外式	—	2年
	半密閉式	有	2年
		無	1年
	密閉式・屋外式	—	2年

※施行令別表第一のLPガス用バーナー付き風呂釜、及び、風呂釜

消費先ごとに、使用している燃焼器を把握して、周知頻度を確認しましょう。
(2年に1回以上の消費者にも1年に1回以上行うと期限管理が容易です。)

(2)周知の記録

周知を行った際には、「一般消費者等の名前及び住所」、「周知を行った者の氏名」、及び、「周知の内容、周知を行った年月日」を帳簿に記載する必要があります。

(3)周知の内容

周知の内容については、液化石油ガス法第27条第1項第3号の経済産業省令で定められた事項が含まれている必要があります。

※LPガス協会で作成している周知文書では、家庭用、業務用、質量販売用等、用途別に周知文書があります。

消費者にあわせた周知文書を配布しましょう。



5. 緊急時対応・緊急時連絡

(1)緊急時対応とは

災害の発生するおそれ又は災害の発生に対し、災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行うことです。

(例)ガス漏れや一酸化炭素中毒事故への対応

(例)放置するとガス漏れや一酸化炭素中毒事故につながる可能性が高い事象への対応

(2)緊急時対応が可能な範囲

保安機関は、緊急時の連絡を受けた場合には、連絡から30分以内に到着し、対応を行わなければなりません。

連絡を受けてから30分以内に到着できない消費者については、30分以内に到着することができる保安機関に委託する必要があります。

(3)緊急時対応・緊急時連絡の記録

緊急時対応を行った際、または、緊急時連絡を受けた際には、以下の記録を残さなければなりません。

- ①一般消費者等の名前及び住所
- ②緊急時対応・連絡を行った者の氏名
- ③緊急時対応・連絡の内容、結果、年月日

緊急時対応の記録の例

緊急時対応記録票						○○○株式会社
出動要請受信	平成 年 月 日 () 時 分	受信者				
出動要請発信者	<input type="checkbox"/> 緊急時連絡保安機関 (TEL:) 発信担当者:) <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> その他()					
出動先	消費者名	販売事業者				
住 所						
緊急内容	<input type="checkbox"/> 火災(爆発) <input type="checkbox"/> CO中毒 <input type="checkbox"/> ガス漏れ(臭い)(場所:) <input type="checkbox"/> ガスが出ない <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器作動 <input type="checkbox"/> CO警報器作動 <input type="checkbox"/> その他()					
保安メーター等	<input type="checkbox"/> 圧力低下遮断 <input type="checkbox"/> 感震遮断 <input type="checkbox"/> 合計・増加流量遮断 <input type="checkbox"/> 継続時間遮断 <input type="checkbox"/> 電池電圧低下遮断 <input type="checkbox"/> 圧力式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 流量式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 圧力異常警告					
消費者等へ指示事項	<input type="checkbox"/> ガスの使用禁止 <input type="checkbox"/> 火気の使用禁止 <input type="checkbox"/> 窓・ドアを開けての換気 <input type="checkbox"/> ガス漏れ付近からの退去 <input type="checkbox"/> 容器バルブ(メーターガス栓)の閉止 <input type="checkbox"/> その他()					
出 勤 者						
出 勤 時 刻	AM : PM 時 分	到 着 時 刻	AM : PM	時 分		
措置完了時間	AM : PM 時 分	(措置時間)				時 分
結果・原因等						
検査等	検査方法 ・範囲	<input type="checkbox"/> 高圧部	結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり			
		<input type="checkbox"/> 低圧部	結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり			
	漏れ状況(場所等:)					
	<input type="checkbox"/> 調整圧: kPa, 閉塞圧: kPa, 燃焼器入口圧: kPa <input type="checkbox"/> 圧力測定 <input type="checkbox"/> その他					
措 置	<input type="checkbox"/> 使用禁止 <input type="checkbox"/> 供給再開	<input type="checkbox"/> 容器撤去 <input type="checkbox"/> 容器バルブ閉止 <input type="checkbox"/> メーターガス栓閉止 <input type="checkbox"/> 消費者への通知 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 販売事業者への通知等	<input type="checkbox"/> 容器交換 <input type="checkbox"/> メーター復帰 <input type="checkbox"/> 消費者等への説明 <input type="checkbox"/> その他()				
	内 容	日 時 平成 年 月 日 時 分	受信者			
	その他措置事項・作業内容等					
特記事項						

6. 保安業務用機器類

(1) 保安業務用機器類の備え付け

点検・調査及び緊急時対応を行う保安機関は以下の機器類を備えている必要があります。

保安業務用機器類	供給開始時 点検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	緊急時対応
自記圧力計、又は、 マノメーター	○		○	○	○
ガス検知機	○		○	○	○
漏えい検知液	○	○	○	○	○
緊急工具類	○	○	○	○	○
一酸化炭素測定器	○			○	○
ボーリングバー	○		○	○	○



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計



漏えい検知液



ボーリングバー



ガス検知器



一酸化炭素測定器

(2) その他の点検・調査に使用する機器類

- ・二連球ポンプ
- ・ガス栓付三方継ぎ手
- ・ゴム管
- ・ゴムキップ
- ・ホースバンド
- ・埋設管腐食測定器
- ・液化石油ガス設備点検調査票
- ・不在連絡票
- ・身分証明書(資格免許状)
- など

【参考】 供給設備と火気の距離について

(1)火気について

「火気」とは、一般に火をいい、ライター、マッチの火、たばこの火、焚き火、ストーブの火、ボイラーの火等も含まれ、一般に「着火源」と同義語です。

液化石油ガス法の中では、貯蔵施設や供給設備(容器、バルク)などで、火気からの距離について規制があります。

奈良県の液化石油ガス法の運用では、裸火(燃焼器)、及び、防爆構造ではない電気設備(コンセント、スイッチ、照明器具、電気洗濯機、エアコンの室外機など)を火気とみなしています。(以下のことが確認できる電気設備は火気には該当しません。)

火気とならない電気設備の条件

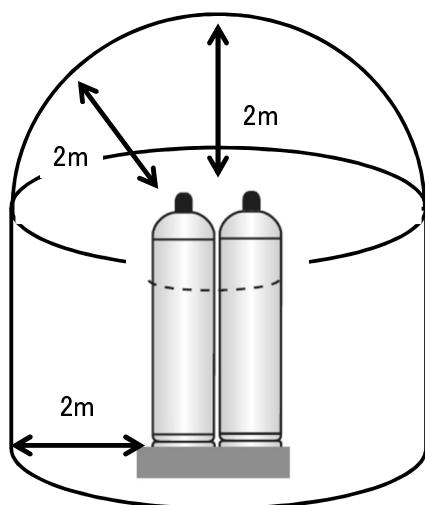
以下の3項目の条件を全て満たす場合は火気にはなりません。

- ①直接裸火をもたないこと。
- ②320°Cより高温となる部分がないこと。
- ③接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。又は、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。

(2)火気の供給設備からの距離（1トン未満の場合）

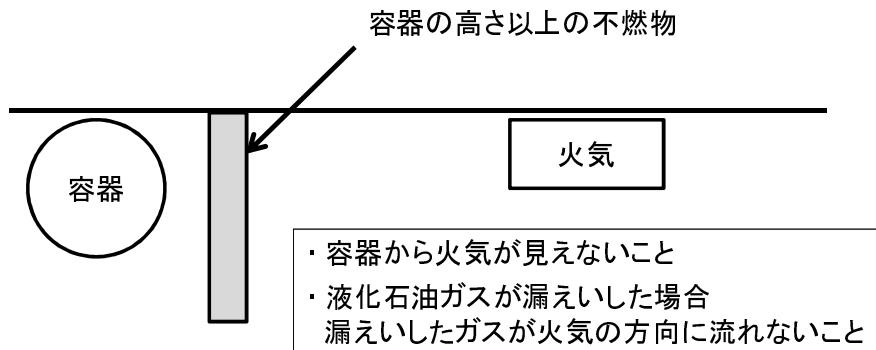
供給設備(容器、バルク貯槽)から2m以内に火気がある場合には、火気をさえぎる措置を講じなければなりません。

供給設備から2mの範囲は、容器またはバルク貯槽の外面から2mです。



(3)火気をさえぎる措置

供給設備から火気までの距離が2mを確保できない場合には、不燃性の隔壁を設け、漏えいしたLPガスが火気の方向に流動することをさえぎる措置を講じなければなりません。



自主保安の観点から、できるかぎり迂回距離2mを確保しましょう。

(4)火気距離に問題がある場合の対応

容器交換時等供給設備点検や定期供給設備点検で火気距離が基準不適合と判定された場合は、供給設備から火気までの距離を2m確保するか、又は、(3)の火気をさえぎる措置をとるかのどちらかを行う必要があります。

火気が裸火(給湯器、風呂釜など)の場合は、ガスが漏えいしたときの危険性が高いため、早急に改善措置を行わなければなりません。

第4章 質量販売

1. 液化石油ガス法における販売の方法

液化石油ガス法では、LPガスを販売する場合には計量法に規定する法定計量単位(m^3)により販売することが定められています。従って、ガスマーターを設置し、計量した体積に基づき料金の精算を行うことになります。

ただし、容器バルブの形状と規定の容器容量以下で所定の条件を満足する場合等は、質量により販売することが認められています。

2. 質量販売が可能な場合

質量販売は以下の場合が可能です。

①屋外において移動して消費する場合

- (例) 屋台(車両による場合を含む)…ラーメン、ホットドッグ、焼き芋 等
- 催事用…学園祭、運動会、お祭り等の模擬店
- 露店…綿菓子、たこ焼き、焼き鳥 等
- キャンプの炊事・バーベキュー、暖房 等



※ お祭りの例



※ 屋台(車両による)の例

②内容積20リットル以下の容器(8kg容器等)により消費する場合

- ・調整器を接続した内容積8リットル以下の容器(2kg容器・3kg容器等)で消費

- (例) 料理飲食店、宴会場等



※ 宴会場で2kg容器使用の例

・内容積20リットル以下の容器(8kg容器等)を配管に接続して消費

- (例) 工事事務所、臨時的な少量消費先等

③内容積25リットル以下の容器(10kg容器等)(カップリング付容器用弁を有するもの)

- ④販売契約の締結の日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
(例) 都市計画法や土地収用法に基づき明渡しが行われることが明らかな場合
- ⑤高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合
- ⑥経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
(例) 山小屋へ販売する場合であって、経済産業大臣から承認を受けた場合
- ⑦災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

※容器の内容積と充てんできるLPガスの重量の関係

- ・内容積 5リットル=約2.1kg (5リットル未満…2kg容器)
- ・内容積 8リットル=約3.4kg (8リットル以下…2kg容器または3kg容器)
- ・内容積 20リットル=約8.5kg (20リットル以下…2kg、3kg、5kg、8kg容器)

3. 容器の引き渡しの方法

充てん容器の引き渡しは、以下の場合を除き配管等に接続して販売しなければなりません。(接続の義務は販売事業者にあります。)

- ①容器を屋外に置いて移動して消費する場合
- ②調整器が接続された内容積8リットル以下の容器(2kg、3kg容器等)で販売する場合
- ③内容積25リットル以下(10kg容器等)でのカップリング付容器用弁を有する容器
(以下、「カップリング付容器」という)での販売する場合

※質量販売でも、容器の転落・転倒防止(5リットル未満を除く)や調整器の機能確保は必要です。

4. 書面の交付

消費者と販売契約を締結した時は、遅滞なく、液化石油ガス法第14条及び規則第13条で定められた事項を記載した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項に変更があった場合には、当該部分について記載した書面を再交付してください。

「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」に必要項目を記入し、消費者に交付することで、書面の交付を行ったことになります。

※控えは取引終了時まで保管してください。(帳簿の記載)

5. 保安業務

質量販売においても保安業務(調査、周知、緊急時対応・連絡)の実施は必要です。

(1)調査(回数及び項目)

①規則第44条第2号ロ

- ・屋外において移動して消費する場合
- ・内容積25リットル以下(10kg容器等)のカップリング付容器で消費する場合
- ・内容積20リットル以下の容器で消費する場合

調査項目	LPガスの最初の引き渡し時	定期消費設備	
		1年に1回	4年に1回
1 腐しよく防止措置	○		○
2 温度上昇防止措置	○		○
3 転落、転倒防止措置(5L以下の容器は除く)	○		○
4 バルブ等の損傷防止措置(5L以下の容器は除く)	○		○
5 調整器の欠陥及びLPガスに適合	○		○
6 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○		○
7 燃焼器の適合性	○		○
※ 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○		○

②規則第44条第2号イ…①以外の質量販売

体積販売と同様の調査(供給開始時調査、容器交換時調査、定期調査)が必要となります。

(2)その他の保安業務

周知、緊急時連絡、緊急時対応は、体積販売と同様に行う必要があります。

※LPガスの最初の引き渡し時の周知は、「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」に記載されています。

※周知の際には、質量販売用の周知文書を配布してください。

LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

お客様用

LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

【販売形態】 □ 屋台等屋外移動消費 □ カップリング付容器(10kg以下) □ 小型容器(8kg以下)

販売形態の該当するものに✓をつけて下さい。

毎度お買い上げをいたさりありがとうございます。

この画面は、液化石油ガス法で定められた書面ですので、よく読んでLPガスをご使用下さい。

コードNo.	販売店
ご住所	名 称
印	
ご氏名又は名称	住 所
	様 電 話

(1) 調査の結果

① 消費設備の内容と所有関係

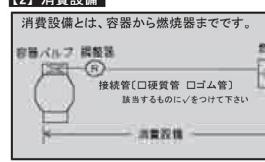
容器	記号番号	充てん量	kg	充てん期限	年 月
調整器	型 式	容 量	kg./h	有効年月	年 月
燃 烧 器	種類・型式	消 費 量	kW	メカ名	製造年月
お客様所有のもの					年 月

② 調査内容と結果

容器	外観検査	調査 内 容		判 定
		腐しき・割れ	その他	良 否
温度上昇防止	40°C以下			良 否
		転落転倒防止	(5m以下を除く)	良 否
調査	外観検査	腐しき・割れ・その他		良 否
		kPa	kPa	良 否
燃 烧 器	燃焼能力			良 否
		ガス漏れ	規格不適合	その他
ゴム管	劣 化	劣化割れ		規格外
		劣化	ひび割れ	規格外
ホースバンド	劣 化	劣化割れ		規格外
		劣化	ひび割れ	規格外

* 容器積が20kgを超える以下の器具であって、カップリング付容器用弁を使用し、硬質管にて接続されている場合は
体積販売と同様に点検・調査を実施して下さい。

(2) 消費設備



(3) 納品書

項目	数 量	単 価	金 額
内 容	(質量)	kg	
充てん量	kg		
残 ガス 量	kg		
合計残し量	kg	円	円
調 偿 費 用		円	円
配 送 料		円	円
消 費 税		円	円
消 え 金 額		円	円

(4) 保安機関 (販売事業者が保安機関の場合記入不要)

保 安 機 関	名称・電話番号
名 称	
住 所	
電 話 番 号	

書面について内容を確認の上、受領しました。

年 月 日

お客様名 _____ 印
住 所 _____
電 話 番 号 _____

(6) お買い上げに際して (法律第14条に基づく書面)

1	・「いのちLPガス」をお引き渡し致します。 ・計量は、計量法の規定に従い、前面計量を原則と行います。ご使用にならなかったLPガスは、ご希望により引き取りります。
2	・ガス料金は引き渡し量の金額をご請求いたします。 ・配送を希望する時は、別途配送料をいただきます。
3	・容器から燃焼器具までのガス設備で、お客様が所有する器具等はお知らせ([1]①)に記載のとおりです。 ・消費設備の改善・改善及び器具の廃業、再検査等に要する費用もお客様に負担していただけます。
4	・容器に調整器を取り付けた状態でお持下さい。 ・消費設備の調査項目は次のとおりです。 ① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査 ② ガス漏れの有無を調べる漏えい検査 ④ 調整器の性能を調べる性能検査
5	・燃焼状況を調べる機能検査 ・法律の規定に基づき消費設備の安全性を確認するため、容器を引き渡しの都度並びに4年に1回以上[4]の保安機関が調査を行います。容器は必ず調整器及び燃焼器と一緒にご持参下さい。
6	・調査の結果は([1]②)のとおりです。不備な箇所はすみやかに改善して下さい。 改善されない場合は、当社(店)は責任を負いません。
7	・消費設備の管理責任はお客様です。[7]の守っていただきことの書面に基づきお客様が責任をもって管理して下さい。
8	・イ 上記4・5・6の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じる損害。 ・ハ その他の、法令によりお客様の責任とされる損害。
9	・当社(店)及び保安機関の責任となる事項は次のとおりです。 イ 上記5項の事項の責任者により生じた損害。 ロ その他の、法令により当社(店)及び保安機関の責任とされる損害。

(7) 守っていただきこと (法律第27条の第3号に基づく周知の書面)

1	・ガス器具は必ずLPガス用のものをご使用下さい。 ・日常の安全管理はお客様の手で次のように管理して下さい。 イ 容器は転倒・転落しないように措置して使用する。 ロ マッチ等で点火する時は、マッチで点火した後で器具ガス栓を開き燃焼器に点火する。 ハ 点火は火がついたことを必ず目で確認する。 使用中は、なるべくそれを離れない。 ホ 常に着火安定した炎で使用する。 ヘ 火災をひそむときは、必ず火元で使用しない。 チ ホーム管は、ゴム管取付部のホースの印字まで差し込みホースバンドで止める。又、ゴム管にひび割れ等が発生していないかを確かめ、定期的に交換等で確認し早めに交換する。 リ ネジ等を取り出す必要のある燃焼器具の掃除は行わない。 ヌ その他の燃焼器具の掃除は、器具用掃除器を使用する。 ヲ 通常は、器具は保管する場合は、直射日光、火気を避け風通しの良い場所に保管する。(40°C以下に保つこと) ワ 容器を磨美する時は、必ず当社(店)に持参下さい。 カ フラッシュ等は交換期限内の物を適切な場所に設置し、常時通電し、周囲に候知を妨げられないようにする。 タ 屋内式ガス瞬間湯沸器が自動消火を繰り返す場合は再点火しない。 タ 屋内で燃焼器を使用する場合は換気扇等換気十分注意する。
2	・ガス漏れ等重大な欠陥が見受けられた時、危険と思われる時は次の事項を守って下さい。 イ :ガス漏れの場合は、次の手順で処理する。 ① 使用中の全ての火気を消す。 ② 電気設備、電気には手を触れない。 ③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。 ④ 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。 ⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。 ロ :火災の時は、器具バルブ、器具栓を閉め、火災の影響を受けない安全な場所に移す。 ハ :器具の修理の際は、必ず当社(店)に持参下さい。 二: 風水害の時は、器具の転倒・脱落を防止する。 ホ :緊急時には、消防署及び当社(店)に通報する。
3	・ガス漏れ等重大な欠陥が見受けられた時、危険と思われる時は次の事項を守って下さい。 イ :ガス漏れの場合は、次の手順で処理する。 ① 使用中の全ての火気を消す。 ② 電気設備、電気には手を触れない。 ③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。 ④ 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。 ⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。 ロ :火災の時は、器具バルブ、器具栓を閉め、火災の影響を受けない安全な場所に移す。 ハ :器具の修理の際は、必ず当社(店)に持参下さい。 二: 風水害の時は、器具の転倒・脱落を防止する。 ホ :緊急時には、消防署及び当社(店)に通報する。
4	・消費設備の変更等はご自身で行わず当社(店)にご持参下さい。

「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」は、以下の様式を兼ねています。

- 質量販売における14条書面
- 質量販売における供給開始時調査の調査票
- 質量販売における供給開始時の周知

第5章 帳簿・報告・届出等

1. 販売事業者が作成すべき帳簿類

記載すべき場合	記載すべき事項	保存期間
LPガスを体積販売した場合	1. 充てん容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 販売契約の締結年月日及び販売先 3. 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類 ¹⁾ 、数を変更した場合はその内容	2年
LPガスを質量販売した場合	1. 充てん容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 販売の年月日及び販売先	2年
販売したLPガスで消費されないものを引き取った場合	1. 引き取ったLPガスの容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 引き取りの年月日 3. 引き取り先	2年
法第14条の書面を交付した場合	1. 書面を交付(再交付)した一般消費者等の名前及び住所 2. 書面を交付(再交付)した年月日 3. 交付(再交付)した書面の内容 4. 書面を交付(再交付)した者の氏名	契約終了まで
保安機関に保安業務を委託した場合	1. 委託に係る一般消費者の名前及び住所 2. 委託した保安機関の名前及び住所 3. 保安業務の結果 ①供給開始時点検・調査 ②容器交換時等供給設備点検 ③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査 ⑤周知 ⑥緊急時対応 ⑦緊急時連絡 4. 供給設備が基準に適合していない場合に講じた措置の内容 5. 消費設備が基準に適合していない場合にその所有者又は占有者に通知した内容 6. 保安業務を行った年月日	2年 供給開始時点検・調査、及び定期点検・調査は、 <u>次回の定期点検・調査を行うまで</u>
貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	1. 異常の内容 2. 異常に対して講じた措置 3. 異常があった年月日及び措置を講じた年月日	2年

1)貯蔵能力または内容積別を記載する。

※帳簿として保管すべき書類の例

- ・14条書面の控え
- ・消費先台帳
- ・販売伝票
- ・保安業務委託契約書
- ・委託先の保安機関からの保安業務の実施結果についての通知

2. 保安機関が作成すべき帳簿類

記載すべき場合	記載すべき事項	保存期間
供給開始時点検・調査を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 点検・調査を行った者の氏名 3. 点検・調査の内容及びその結果、実施した年月日 4. 基準不適合を販売店または一般消費者に通知した場合は、その内容、及び、通知した年月日	次回の定期点検・調査まで
容器交換時等供給設備点検を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 点検を行った者の氏名 3. 点検の内容及びその結果、実施した年月日 4. 基準不適合を販売店または一般消費者に通知した場合は、その内容、及び、通知した年月日	2年
定期供給設備点検を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 点検を行った者の氏名 3. 点検の内容及びその結果、実施した年月日 4. 基準不適合を販売店または一般消費者に通知した場合は、その内容、及び、通知した年月日	次回の定期点検まで
定期消費設備調査を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 調査を行った者の氏名 3. 調査の内容及びその結果、実施した年月日 4. 基準不適合を販売店または一般消費者に通知した場合は、その内容、及び、通知した年月日	次回の定期調査まで
周知を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 周知を行った者の氏名 3. 周知の内容、周知を行った年月日	2年
緊急時対応を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 緊急時対応を行った者の氏名 3. 緊急時対応の内容、結果、年月日	2年
緊急時連絡を行った場合	1. 一般消費者等の名前及び住所 2. 緊急時連絡を行った者の氏名 3. 緊急時連絡の内容、結果、年月日	2年

帳簿の記載・保存について

帳簿は、保安上問題のある設備等を把握する、事業者内で情報を共有する、事業者としての責務を果たしていることを第3者に示す等の役割があります。

帳簿は、漏れの無いように記載し、適切に保存しなければなりません。

3. 事業報告

販売事業者・保安機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に管轄行政庁に業務状況を報告する必要があります。

必ず、期限内に「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」を提出してください。

※法人の事業者は、事業年度が事業者ごとで異なるため、事業者により提出期限が異なります。

※法人でない事業者については、1月から12月末までの報告を翌年の3月末までに提出してください。

液化石油ガス販売事業報告

保安業務実施状況報告

<p>様式1</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>液化石油ガス販売事業報告</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p>氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>住所</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。</p> <p>1. 報告する事業年度の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日</p> <p>2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><th>保安業務の委託状況 保安業務区分</th><th>委託先の保安機関の名称 及び認定番号</th><th>委託している一般消費者等の数</th></tr><tr><td>1. 供給開始時点検・調査</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>2. 容器交換時等供給設備点検</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>3. 定期供給設備点検</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>4. 定期消費設備調査</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>5. 周知</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>6. 緊急時対応</td><td>()</td><td>戸</td></tr><tr><td>7. 緊急時連絡</td><td>()</td><td>戸</td></tr></table> <p>(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。</p>	保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称 及び認定番号	委託している一般消費者等の数	1. 供給開始時点検・調査	()	戸	2. 容器交換時等供給設備点検	()	戸		()	戸		()	戸	3. 定期供給設備点検	()	戸		()	戸		()	戸	4. 定期消費設備調査	()	戸		()	戸		()	戸	5. 周知	()	戸	6. 緊急時対応	()	戸	7. 緊急時連絡	()	戸	<p>様式2</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>保安業務実施状況報告</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p>氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>認定番号</p> <p>住所</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。</p> <p>1. 報告する事業年度の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日</p> <p>2. 保安業務実施状況</p> <p>事業所の名称 事業所の所在地 保安業務実施者数</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>保安業務の区分</th><th>一般消費者等の数</th><th>保安業務を実施した一般消費者等の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 供給開始時点検・調査</td><td>戸</td><td>(内再調査 戸)</td></tr><tr><td>2. 容器交換時等供給設備点検</td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>3. 定期供給設備点検</td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>4. 定期消費設備調査</td><td>戸</td><td>(内再調査 戸)</td></tr><tr><td>5. 周知</td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>6. 緊急時対応</td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>7. 緊急時連絡</td><td>戸</td><td>戸</td></tr></tbody></table> <p>3. 役員又は構成員の変更の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>変更の内容</td></tr></table> <p>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>	保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数	1. 供給開始時点検・調査	戸	(内再調査 戸)	2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸	3. 定期供給設備点検	戸	戸	4. 定期消費設備調査	戸	(内再調査 戸)	5. 周知	戸	戸	6. 緊急時対応	戸	戸	7. 緊急時連絡	戸	戸	変更の内容
保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称 及び認定番号	委託している一般消費者等の数																																																																		
1. 供給開始時点検・調査	()	戸																																																																		
2. 容器交換時等供給設備点検	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
3. 定期供給設備点検	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
4. 定期消費設備調査	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
	()	戸																																																																		
5. 周知	()	戸																																																																		
6. 緊急時対応	()	戸																																																																		
7. 緊急時連絡	()	戸																																																																		
保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数																																																																		
1. 供給開始時点検・調査	戸	(内再調査 戸)																																																																		
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸																																																																		
3. 定期供給設備点検	戸	戸																																																																		
4. 定期消費設備調査	戸	(内再調査 戸)																																																																		
5. 周知	戸	戸																																																																		
6. 緊急時対応	戸	戸																																																																		
7. 緊急時連絡	戸	戸																																																																		
変更の内容																																																																				

4. 申請・届出

(1)販売事業者の届出（届出は、変更等の後、遅滞なく行うこと。）

I. 登録行政府の変更の届出

- ・販売所の県外移転・増設等により登録行政府が変更になった場合

II. 販売所等の変更の届出

- ・以下の事項を変更した場合

①販売事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名

②販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置及び構造

③貯蔵施設の廃止

（貯蔵施設を所有しなくても良い場合に該当すること）

（貯蔵能力が3トン以上の貯蔵施設は「貯蔵施設等変更届」も必要）

④損害賠償措置

⑤保安機関（他の保安機関に委託する場合を含む）

III. 承継の届出

- ・譲渡、相続、合併若しくは分割により、事業者の地位を承継した場合

IV. 業務主任者等の選任（解任）の届出

- ・組織変更等により業務主任者、代理者を変更した場合

・販売する一般消費者等の数の増加（減少）により、業務主任者の数を増加（減少）した場合

・販売所の増設により、新たに業務主任者等を選任した場合

V. 廃止の届出

- ・LPガスの販売事業を廃止する場合

(2)高圧ガス販売事業者の届出（高圧ガス保安法適用の販売を行う場合）

I. 高圧ガス販売事業届

- ・届出が必要な場合

①一般消費者等を除く消費者にLPガスを販売する事業を行う場合

②個人事業者が氏名、住所、販売所の名称又は所在地を変更した場合

③法人事業者が販売所の名称又は所在地を変更した場合

※②、③については、事業の廃止届及び新規販売事業届を同時に行う。

- ・届出の時期…事業開始の日の20日前まで

II. 高圧ガス販売主任者届

- ・届出の時期…選任（解任）後、遅滞なく

III. 変更報告

- ・届出の時期…法人の代表者・名称又は本社所在地を変更した場合、遅滞なく

IV. 高圧ガス販売事業廃止届

- ・届出の時期…廃止後、遅滞なく

(3) 保安機関の申請・届出

I. 保安機関の認定申請

- ・申請時期…保安業務実施前

II. 保安機関の認定更新申請

- ・申請時期…認定期限の30日前まで

(認定期限の2ヶ月前を目安に行ってください。)

III. 一般消費者等の数の増加認可申請

- ・申請時期…一般消費者等数の増加前

IV. 一般消費者等の数の減少の届出

- ・届出時期…一般消費者等数の減少後遅滞なく

V. 保安業務規程の認可申請

- ・申請時期…認定の申請と同時期

VI. 保安業務規程の変更認可申請

- ・申請時期…変更が生じる前

VII. 認定行政庁の変更の届出

- ・届出が必要な場合

県外の販売所の一般消費者等の保安業務受託等により認定行政庁が変更になった場合

- ・届出の時期…変更後遅滞なく

VIII. 保安機関の変更の届出

- ・届出が必要な場合

氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名、事業所の所在地を変更した場合

- ・届出の時期…変更後遅滞なく

IX. 承継の届出

- ・届出が必要な場合

譲渡、相続、合併若しくは分割により、事業者の地位を承継した場合

- ・届出の時期…変更後遅滞なく

X. 廃止の届出

- ・届出の時期…廃止後遅滞なく

(4)液化石油ガス設備工事事業の届出

I. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

- ・届出が必要な場合

県内に事業所を設置して特定液化石油ガス設備工事事業を行う場合
(事業所毎に届出が必要)

- ・届出の時期…事業開始の日から30日以内

II. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

- ・届出が必要な場合

以下の事項に変更が生じた場合

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③特定液化石油ガス設備工事事業明細書の記載事項
(液化石油ガス設備士の氏名、自記圧力計の数等)

- ・届出の時期…変更後、遅滞なく

III. 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

- ・届出の時期…廃止後、遅滞なく

(5)液化石油ガス設備工事届

- ・届出が必要な場合

以下の①～③の全てに該当する工事を行った場合

- ①貯蔵能力 500kg を超える工事
- ②液石法規則86条施設に該当する施設の工事
- ③新設工事又は変更工事
(供給管の延長 or 貯蔵設備の位置の変更 or 貯蔵能力の増加)

※ただし、貯蔵能力 3,000kg 以上のシリンダー供給の場合と 1,000kg 以上のバルク貯槽による供給の場合は、設備工事届の代わりに貯蔵施設等設置許可申請が必要

- ・届出の時期…工事後、遅滞なく

(事前に提出先の行政庁に内容等の確認を行いましょう。)

(6)事故届

液化石油ガス法に係る事故が発生した場合は、事故発災県の都道府県知事に遅滞なく事故届を提出する必要があります。

液化石油ガス法に係る事故とは

液化石油ガス法が適用される消費者において以下の事故が発生した場合

*漏えい(微少漏えいを除く) *漏えい爆発 *漏えい火災

*中毒・酸欠(一酸化炭素中毒事故等)

液化石油ガス法チェックシート

※定期的に問題がないか確認しましょう。

液化石油ガス販売事業		
販売事業者証・届出	適	否
販売事業者証は販売所の見やすい場所に掲示しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
販売事業者証の内容に誤りは無いか。 (登録番号、氏名又は名称、代表者氏名、販売所名称) (平成9年4月1日以前のものでないか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
変更の際には、所管行政庁に届出を行っているか。 (販売所名称、代表者、所在地、保安業務委託先等)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
業務主任者・代理人	適	否
業務主任者・代理人の選解任の際に届出を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
業務主任者・代理人は、二販免状、代理人講習受講証を所持しているか。(紛失していないか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
業務主任者は、業務主任者講習を期限内に受講しているか。 (講習受講記録があるか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
賠償責任保険	適	否
一般消費者の数が賠償保険の戸数を超過していないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
14条書面	適	否
全戸に交付しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
帳簿を整備しているか。(控えはあるか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
交付内容に不足や不備がないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
消費者の受領印又はサインをもらっているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
平成9年以降の変更について必要箇所の再交付を行い、記録(控え)を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
記載内容の変更の際は、再交付を行い、記録(控え)を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

ガスマーテーについて	適	否
期限管理台帳を作成しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
期限切れ時期を把握しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
検満切れメーターはないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
期限内未交換の理由や訪問日等の記録を台帳等に残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
圧力調整器について	適	否
期限管理台帳を作成しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
メーカーの推奨期限(7年又は10年)で交換しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ガス漏れ警報器について	適	否
対象施設(業務用、共同住宅等)に設置されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
対象施設に設置されていない場合で、定められた燃焼器との接続方法・立ち消え安全装置の設備を理由とする場合、そのことを確認できる帳簿が整備されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
期限管理台帳を作成しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
メーカーの推奨期限(5年)で交換しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
保安業務の実施の確認・供給設備の基準適合	適	否
委託していない保安業務(点検・調査 等)について、適正に実施しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
委託している保安業務(点検・調査 等)について、結果の確認を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
点検の結果、基準に適合していないと判定された供給設備について、改善を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
点検の結果、基準に適合していないと判定された供給設備について、改善を行った際には、記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
調査の結果、基準に適合していないと判定された消費設備について、調査から6ヶ月以内に再調査(改善の有無の確認)を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
再調査を行った際の記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

保安業務の委託について	適	否
保安業務委託契約書はあるか。また、委託者、受託者の記載や日付、委託する業務等、記載漏れがないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
委託事業者を変更した場合は、14条書面の再交付を行っているか。また、必要に応じて届出を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
貯蔵施設について	適	否
警戒票の内容は適切か。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
容器等により、開口がふさがれてないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
充てん容器と残ガス容器は区分されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
転倒防止措置が施されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
消火器は規定の能力・本数が設置されているか。 また、製造から10年以内のものか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
貯蔵施設以外に容器(残ガス容器を含む)を置いていないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
他の貯蔵施設は、基準に適合しているか。 (第2章3参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
貯蔵施設を廃止した場合、届出がされているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
貯蔵施設を有しない場合は、所定の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
配送車について	適	否
車両の前後から見やすい箇所に警戒票「高圧ガス」が設置されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
消火器が積まれているか。 また、消火器は製造から10年以内か。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
宵済み容器が積まれていないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
充てん容器・残ガス容器を積んだ状態で同じ場所に2時間以上駐車していないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

保安機関		
保安業務規程について	適	否
原本があるか。また、内容が現状に合っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
供給開始時点検・調査	適	否
点検・調査記録が残っているか。 また、漏洩試験(自記圧力計)の記録が残っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
供給開始時点検・調査の項目を満たしているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
容器交換時等供給設備点検	適	否
点検の項目について点検しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
項目毎に記入しているか。(委託していない場合)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
業務委託している場合、委託先より点検票を取り寄せて確認しているか。また、委託先の点検項目は問題ないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要改善項目を改善しているか。 また、改善した記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
定期供給設備点検・消費設備調査について	適	否
点検・調査項目を満たしているか。 委託している場合は、委託先の点検・調査項目は適正か。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
点検・調査の遅滞がないか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
遅滞がある場合は理由、及び、消費者への連絡記録(不在票の控え等)を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
改善が必要な箇所について対応しているか。 また、対応記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
再調査を遅滞なく実施しているか。 また、その記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

周知	適	否
周知の記録を保存しているか。 (消費者、実施者、内容、実施日)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
周知の未実施はないか。また、周知出来ていない場合、理由及び連絡記録はあるか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
周知内容は消費者に合わせたものになっているか。 (家庭用、業務用、質量販売用 等)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
供給開始時に周知文書を配布しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
緊急時連絡・緊急時対応	適	否
緊急時連絡・緊急時対応を行った際の記録を残しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
連絡を受けてから30分以内に到着できない消費者については、30分以内に到着できる保安機関に委託しているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

質量販売・バルク供給		
質量販売について	適	否
質量販売が可能な使用方法であるか。 (配管に接続する場合は、10kg以上の容器(10kgのカップリング付容器を除く)で販売していないか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
書面の交付、保安業務を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
バルク供給について	適	否
点検・調査項目を満たしているか。 委託している場合は、委託先の点検・調査項目は適正か。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
定期点検・調査の頻度は適切か。 (1年、2年、4年ごとに必要項目を行っているか。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
安全弁は有効期限内に交換されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
液化石油ガス設備工事届の対象となる設備の場合、届出が提出されているか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

液化石油ガス販売業務マニュアル
(液化石油ガス保安対策事業)

編集

(一社)奈良県ＬＰガス協会

〒630-8132

奈良県奈良市大森西町 13-12

TEL 0742-33-7192

FAX 0742-33-7193

監修

奈良県地域振興部エネルギー政策課